

II 防火管理規定

長門市立俵山小学校

第1章 総則（目的）

第1条 本規定は、俵山小学校防火計画の円滑かつ効果的な実施を図り、もって児童・教職員の生命・身体の安全及び学校財産を火災等の災害から未然に防止するとともに、火災等の災害が発生した場合の被害を軽減することを目的とする。

（防火計画の適用範囲）

第2条 この計画は、俵山小学校教職員・児童及び出入りする全ての者に適用する。

（防火管理者の権限と業務）

第3条 防火管理者は教頭とし、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 防火計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防施設等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用または取り扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権限者に対する防災管理上必要な助言及び報告
- (7) その他防災上必要な業務

（消防機関への報告及び連絡）

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防災計画の提出（教育委員会・消防署）
- (2) 建物及び諸設備の設置または変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防災管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(火気取締責任者の選定)

第5条 日常の火災予防及びその他の災害防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気使用設備器具等及び消防用設備等の点検検査を行う火気取締責任者を別表1のとおり指定する。

(火気取締責任者の業務)

第6条 火気取締責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物・火気使用設備器具・電気設備等の日常維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(自主点検検査員の業務)

第7条 各責任者は火災予防上の自主点検・消防用設備等の点検を事項の点検基準に基づいて実施、その結果及び必要事項を防火管理者に報告するものとする。

☆ 自主点検

- ① 校舎、各教室、倉庫等の戸締まり、施錠、破損箇所の修理、運動器具・遊具の安全点検
- ② 整理整頓状況
 - (ア) 火気使用付近は、常に整理整頓し、不要の可燃物を置かない。
 - (イ) 火気上部の風や積み崩れ等による落下接触に注意する。
- ③ 火気使用施設・器具の管理状況
 - (ア) 職員室にあるガス集中管理者の点検（朝解除し、帰りには止にする）
 - (イ) 給湯室・家庭科室の火元の点検をする。
 - (ウ) 多量燃料（灯油缶等）は火気使用付近には置かない。
 - (エ) 防火管理責任者は、所管内での許可を受けて使用するストーブ等の定数を確認し、それ以外のものを使用させない。
 - (オ) 灯油の保管場所、危険物の保管場所は施錠する。（倉庫1 倉庫2）
- ④ 喫煙管理状況
 - (ア) 喫煙は学校の敷地内では行わない。
- ⑤ 電気設備状況
 - (ア) 器具の機能を常に完全な状態にしておく。
 - (イ) 漏電等の発火の原因を除く。
- ⑥ 危険物関係の管理状況
 - (ア) 発火の恐れのある部屋においては、作業中の火気取締とともに作業後の完全消火・整理に留意する。
 - (イ) 理科薬品・プール薬品・農薬・保健室の薬品・殺虫剤等の保管については万全を期する。

☆ 火災予防上の自主点検

防災上の設備	全 般	教 頭	年 3回
安全点検	屋内外	全教職員	毎月1日
清掃・整理状況	屋内外	週 番	毎 日
火気使用設備・器具		教頭・使用者	毎 日
電気設備・施設		教頭・使用者	毎 日
危険物関係	灯油庫	教 頭	随 時
	薬品庫	理科主任	随 時
	薬品等	養護教諭	随 時

☆ 消防施設設備点検責任者

消火器・消火栓・自動火災報知設備	三栄商事	年 2 回	0836-34-1131
電気(キュービクル内)	中国電気保安協会	隔 月	22-5470
電気(漏電火災警報機)	三栄商事	年 2 回	0836-34-1131
浄化槽・下水道	長門環境管理センター	年 1 回	26-2752
プール貯水槽	ミウラ化学		0836-31-5767

(点検結果の記録及び報告)

第 8 条 防火管理者は、自主点検結果を記録するとともに、点検結果について管理権限者に報告しなければならない。

第3章 火災予防措置

第9条 防火管理者の指定する場所以外での火気使用は、これを厳禁する。

第10条 前条の指定する場所は、次の各項にあげるものとする。

- 1 常時火気使用場所
ア 給湯室
- 2 臨時火気使用場所
校長室・職員室・事務室・普通教室・理科室・保健室・家庭科室・図工室
図書室・音楽室・教育相談室・購買部・放送室・屋内運動場・外庭・コミ
スクルーム
- 3 前各項の指定場所以外で、火気の特別使用をする場合は、防火管理者の許可を受けると共に、当該場所の火気取締責任者に連絡しなければならない。
- 4 前項の許可を受けた場合は、それぞれ使用場所の注意事項を誠実に守らなければならない。

第11条 当番の勤務を次のとおり定める。

- 1 平常勤務時は、各火気取締責任者（火気使用責任者）が火災予防の責任に当たるが当番が巡視の際、火気使用場所について点検する。
- 2 長期休業中においては、次の事項に留意する。
 - ア 戸締まりを厳重にする。
 - イ 巡視の厳重励行（日誌に巡視状況を具体的に記入する。）
 - ウ 消防用器具・機材の保管状況の確認
 - エ 外来者の監視を厳重にする。
 - オ コンセントの確認及びコードの取り外し

第4章 自衛消防活動対策

第12条 校外に火災等の災害が発生した場合、被害を最小限に止めるため、第13条に定める防火組織・運営により、担当の任務の遂行にあたるものとする。ただし、退庁時に災害発生連絡を受けたときは、直ちに出勤し、定められた任務を遂行しなければならない。

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 火災が発生した場合、被害を最小限に止めるため、次の組織・職務分担内容によって活動する。

1 職務分担内容

本部	統率	校長
(指導・連絡)	全体指導・連絡	教頭・事務職員
避難誘導班	児童の避難誘導・安全管理	生徒指導主任・担任
搬出警戒班	初期消火活動	男性教職員
	重要書類の搬出・管理	事務職員・女性教職員
救護班	救護活動	養護教諭

2 組織及び任務

最高責任者 校長	防火管理者 教頭	<p>本部(校長・教頭・事務職員)</p> <p>(1) 警報確認</p> <p>(2) 現場確認・指示</p> <p>(3) 避難指示放送・初期消火</p> <p>(4) 関係機関に通報・連絡</p>
		<p>避難誘導班(各担任)</p> <p>(1) 児童避難の誘導・安全管理</p> <p>(2) 避難児童の管理・指示による下校の手配</p> <p>(3) 児童不在のときは「消火・搬出」にあたる</p> <p>*児童避難完了後、生徒指導主任と特別支援学級担任のうち1名は、児童管理にあたる。男性職員は消火班に、他の女性職員は搬出班に分かれる。</p>
		<p>搬出警戒班 (男性教職員)</p> <p>(1) 初期消火</p> <p>(2) 消火不能又は不要の場合は、搬出にあたる (事務職員・女性教職員)</p> <p>(1) 重要書類物件の搬出</p> <p>(2) 搬出物件の管理</p>
		<p>救護班(養護教諭)</p> <p>(1) 最終避難後、児童の負傷者の確認</p> <p>(2) 負傷者、非救助者の応急看護</p> <p>(3) 学校医への連絡</p>

第5章 防災教育及び訓練

第14条 非常事態発生に際し、被害を最小限に止めるため、防火管理者は防災教育を行うものとする。

第15条 教職員は、進んで防災に関する教育を受け、防災管理の万全を期するように努めるものとする。

第16条 非常事態発生に際し、被害を最小限に止めるため、防災訓練によって技術の錬磨を図るものとする。

☆ 避難訓練

- (1) 出火対応避難訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 通報訓練
- (4) 地震対応避難訓練
- (5) 総合訓練

第17条 防火管理者は、常に消防機関との連絡を密にし、防災管理の万全を期するようにならなければならない。

附則 この防災計画は、平成28年4月1日から実施する。

令和3年4月1日 一部改訂